

(別添 1)

## 事業評価の結果（共通評価項目）

福祉サービス種別 保育所  
事業所名（施設名） 象山保育園

### 第三者評価の判断基準

長野県福祉サービス第三者評価基準の考え方と評価のポイント、評価の着眼点【保育所】共通項目に係る判断基準による

○判断基準の「a、b、c」は、評価項目に対する到達状況を示しています。  
 「a」評価・・・よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態  
 「b」評価・・・aに至らない状況=多くの施設・事業所の状態、aに向けた取組みの余地がある状態  
 「c」評価・・・b以上の取組みとなることを期待する状態

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I 福祉サービスの基本方針と組織	1 理念・基本方針	(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。	① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 1 理念、基本方針が文書（事業計画等の法人（保育所）内の文書や広報誌、パンフレット、ホームページ等）に記載されている。</li> <li>■ 2 理念は、法人（保育所）が実施する保育の内容や特性を踏まえた法人（保育所）の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。</li> <li>■ 3 基本方針は、法人の理念との整合性が確保されているとともに、職員の行動規範となるよう具体的な内容となっている。</li> <li>■ 4 理念や基本方針は、会議や研修会での説明、会議での協議等をもって、職員への周知が図られている。</li> <li>■ 5 理念や基本方針は、わかりやすく説明した資料を作成するなどの工夫がなされ、保護者等への周知が図られている。</li> <li>■ 6 理念や基本方針の周知状況を確認し、継続的な取組を行っている。</li> <li>■ 7 理念や基本方針を保護者会等で資料をもとに説明している。</li> </ul>	<p>・「長野市しなのきプラン29」に基づいた「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」の「長野市がめざす子どもの姿」として市の公立保育園・認定こども園の共通理念が示されており、保育園の存在意義、使命や役割等を明確にし、保育園の目指す方向が読み取れる。また、理念に基づいた「教育・保育の基本方針」が定められており、長野市の豊かな自然と文化を活かした安心できる環境の中で、子どもたちが遊びや生活を通して友だち等の人間関係を築き、小学校からその先の「生きる力」の基礎を培うために、自律力・実践力・未来力・絆力の育成、家庭や地域との連携について明示し実践している。更に、新体制の職員会議で理念や基本方針について読み合わせをしたり、ラベルワークを用いて園内研修をしたり、職員への周知を図っている。理念や保育方針に運動したわかりやすい園目標もある。市が発行している保護者への配布物の「保育園・認定こども園のしおり」、「運営規程」（配布と共に、廊下に掲示）、「4月の園便り」、「入園児説明会資料」にも明記している。春の保護者総会では、初めての試みとして、プロジェクターを使って、理念等を説明し、保護者アンケートでも「初めての試みで、わかりやすかった」との評価を得ている。写真入りの掲示物やお便りの配布により、継続的な取組の工夫をしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I	2 経営状況の把握	(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。	① 事業経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="853 199 1520 279">■ 8 社会福祉事業全体の動向について、具体的に把握し分析している。</li> <li data-bbox="853 279 1520 359">■ 9 地域の各種福祉計画の策定動向と内容を把握し分析している。</li> <li data-bbox="853 359 1520 486">■ 10 子どもの数・利用者（子ども・保護者）像等、保育のニーズ、潜在的利用者に関するデータを収集するなど、法人（保育所）が位置する地域での特徴・変化等の経営環境や課題を把握し分析している。</li> <li data-bbox="853 486 1520 598">■ 11 定期的に保育のコスト分析や保育所利用者の推移、利用率等の分析を行っている。</li> </ul>	<p>・公立保育園全体の方向性は「長野市子ども・子育て支援事業計画」により決定づけられている。市の担当部署である保育・幼稚園課と連携して、保育園の利用者の推移予測や利用率の分析を行っている。毎月行うおひさま広場（未就園児交流事業）の利用者数を保育・幼稚園課に報告し、地域発達支援会議、4ヶ月児健診、出前講座、地域の民生委員などからの情報等で、園長、主任は地域の現状や潜在的利用者、保育のニーズ等を把握している。市としても「長野市子ども・子育て支援事業計画」の推進を図るために、毎年度、市社会福祉審議会児童福祉専門分科会において点検と評価がされており冊子として集約され市ホームページでも閲覧が可能となっている。</p>
			② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="853 598 1520 694">■ 12 経営環境や保育の内容、組織体制や設備の整備、職員体制、人材育成、財務状況等の現状分析にもとづき、具体的な課題や問題点を明らかにしている。</li> <li data-bbox="853 694 1520 790">■ 13 経営状況や改善すべき課題について、役員（理事・監事等）間での共有がなされている。</li> <li data-bbox="853 790 1520 885">■ 14 経営状況や改善すべき課題について、職員に周知している。</li> <li data-bbox="853 885 1520 963">■ 15 経営課題の解決・改善に向けて具体的な取組が進められている。</li> </ul>	<p>・市の保育・幼稚園課の管轄で、組織体制や設備の整備などの経営課題に取り組んでおり、公立保育園の園長会、ブロック園長会等でも市担当部署から運営状況や課題などが説明され、職員会議で報告されている。経費については各園で上限枠があるので、優先順位を考慮しながら消耗品の購入をしている。光熱水費の節減をすることや代替職員の確保等も職員会議で周知している。喫緊の課題である保育士不足についても、パンフレットの配布、HPへの掲載、ユーチューブへの動画の投稿、養成校への動画配信など、保育・幼稚園課と一体となり様々な取り組みをしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント				
I	3 事業計画の策定	(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。	① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a	■ 16	中・長期計画において、理念や基本方針の実現に向けた目標（ビジョン）を明確にしている。	<p>・「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」及び「子ども・子育て支援事業計画」でビジョンを明確にしている。また、「長野市子ども・子育て支援事業計画」については、毎年度、その達成状況の点検と評価が数值的に行われており、5年毎に保育・幼稚園課で見直しと検討がされ、現在は第2期目の作成に向けて検証を進めている。当保育園としても、中期（2018-2020）の事業計画として、第三者評価受審、信州やまほいくの推進、遊びと運動のプログラムの推進等を盛り込み、積極的に取り組んでいる。</p>			
			② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。		a	■ 20		単年度の計画には、中・長期計画の内容を反映した単年度における事業内容が具体的に示されている。	<p>・「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」を基に当保育園としての単年度の事業計画を策定している。当園の事業計画には今年度の重点課題として「保育内容の充実」、「保護者支援」、「地域の子育て支援」などの6つの項目が掲げられおり、世代間交流、おひさま広場(未就園児交流始業)、幼保小交流等を具体的に実施している。市として世代間交流、おひさま広場(未就園児交流始業)など、それぞれの実施計画書と報告書の様式が定められており、数値目標や成果などの欄が設けられている。期末には事業計画に対する業績評価として目標、課題を振り返り、保護者アンケートの分析結果も踏まえ、次年度に向けての対策を立てている。</p>	
								■ 21		単年度の事業計画は、実行可能な具体的な内容となっている。
								■ 22		単年度の事業計画は、単なる「行事計画」になっていない。
				■ 23		単年度の事業計画は、数値目標や具体的な成果等を設定することなどにより、実施状況の評価を行える内容となっている。				
		(2) 事業計画が適切に策定されている。	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a	■ 24	事業計画が、職員等の参画や意見の集約・反映のもとで策定されている。	<p>・年度末に行う業績評価や職員会の中で意見が集約され、それが反映された事業計画になっている。また、市全体の園長会、主任会、保育士部会、給食部会等でも意見が集約され、事業計画に反映されている。事業計画は年度末に振り返り、新体制の職員会で意見を出し合い、4月に新たな事業計画として決定されている。「長野市乳幼児期の教育・保育の指針」に沿い、2018年度から2020年度の中期計画を策定しており、当保育園では、第三者評価受審、信州やまほいくの推進、運動と遊びのプログラムを掲げ、職員は園内外の研修会に積極的に参加し必要とされる知識やスキルの向上に努めている。</p>			
					■ 25	計画期間中において、事業計画の実施状況が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて把握されている。				
					■ 26	事業計画が、あらかじめ定められた時期、手順にもとづいて評価されている。				
■ 27	評価の結果にもとづいて事業計画の見直しを行っている。									
■ 28	事業計画が、職員に周知（会議や研修会における説明等が）されており、理解を促すための取組を行っている。									

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
I	3	(2)	② 事業計画は、保護者等に周知され、理解を促している。	a	<p>■ 29 事業計画の主な内容が、保護者等に周知（配布、掲示、説明等）されている。</p> <p>■ 30 事業計画の主な内容を保護者会等で説明している。</p> <p>■ 31 事業計画の主な内容を分かりやすく説明した資料を作成するなどの方法によって、保護者等がより理解しやすいような工夫を行っている。</p> <p>■ 32 事業計画については、保護者等の参加を促す観点から周知、説明の工夫を行っている。</p>	<p>・事業計画については、3月の入所説明会や5月の保護者総会で、プロジェクターを用いて保護者に分かり易く説明している。また、事業計画に繋がる保育の写真を盛り込んだり、写真入りの掲示物やお便りを配布したり、わかりやすいエピソードを園便りに載せたりして、保護者がより理解しやすいように工夫をしている。信州やまほいくの大切さについては、保育参加の懇談会時に、園長が説明している。</p>
	4 福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取組	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。	① 保育の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b	<p>■ 33 組織的にPDCAサイクルにもとづく保育の質の向上に関する取組を実施している。</p> <p>■ 34 保育の内容について組織的に評価（C: Check）を行う体制が整備されている。</p> <p>□ 35 定められた評価基準にもとづいて、年に1回以上自己評価を行うとともに、第三者評価等を定期的に受審している。</p> <p>■ 36 評価結果を分析・検討する場が、組織として位置づけられ実行されている。</p>	<p>・当園としては今回の第三者評価が初めての受審である。毎年保育所第三者評価の内容評価項目に順じ、自己評価を年2回行っている。他に、「保育所自己評価のための個人自己評価チェック」、「業績評価」なども実施している。実施した一人ひとりの自己評価を園長が集計し、園の課題を洗い出し、職員会で分析と検討を行い、その内容によっては園内研修を実施し課題解決を図っている。また、今年度は外部評価機関による第三者評価を受け、更に深く分析し、評価結果が公開される予定である。今後3年毎の受審が決まっている。</p>
			② 評価結果にもとづき保育所として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a	<p>■ 37 評価結果を分析した結果やそれにもとづく課題が文書化されている。</p> <p>■ 38 職員間で課題の共有化が図られている。</p> <p>■ 39 評価結果から明確になった課題について、職員の参画のもとで改善策や改善計画を策定する仕組みがある。</p> <p>■ 40 評価結果にもとづく改善の取組を計画的に行っている。</p> <p>■ 41 改善策や改善の実施状況の評価を実施するとともに、必要に応じて改善計画の見直しを行っている。</p>	<p>・当園では毎年、業績評価及び保育所自己評価(年2回)を行っており、その結果を集計・分析し、課題を全職員で共有し、改善点を話し合い、市担当部署にも提出している。また、前回の自己評価をまとめ、園の課題を職員会で周知し、改善点を出し合い改善へと繋げており、途中で改善状況を検証し、改善されていない場合は必要な見直しもしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II 組織の運営管理	1 管理者の責任とリーダーシップ	(1) 管理者の責任が明確にされている。	① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a	42 施設長は、自らの保育所の経営・管理に関する方針と取組を明確にしている。	・4月の園だよりや保護者総会、保育参加等の折に、園長としての保育方針を保護者等に伝え、自らの役割と責任について明確にしている。園の「職員構成と職務内容」、「事務分掌職務分担表」、「運営規程」にて園長の職務内容が文書化されており、新体制の職員会や園内研修等で職員にも周知している。更に、災害、事故等のマニュアル、園の運営規定等に基づき有事の際の役割と責任も明らかにし、園長不在時は保育主任及び主査が代行している。園長不在時、園長・主任不在時を想定した避難訓練も実施し、有事の際に備え危機管理マニュアル、各災害対応フローを作成している。
					43 施設長は、自らの役割と責任について、保育所内の広報誌等に掲載し表明している。	
					44 施設長は、自らの役割と責任を含む職務分掌等について、文書化するとともに、会議や研修において表明し周知が図られている。	
					45 平常時のみならず、有事（災害、事故等）における施設長の役割と責任について、不在時の権限委任等を含め明確化されている。	
		② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a	46 施設長は、遵守すべき法令等を十分に理解しており、利害関係者（取引事業者、行政関係者等）との適正な関係を保持している。	・園長は、市の組織として所属長研修や係長研修で地方公務員法等を学び、公立保育園長の心得、教育・保育の手引き、マナーブック等で職員に必要な事項を伝え遵守できるように指導している。保育主任を環境美化推進委員に選任し、「長野市役所環境保全率先実行計画」の推進をしている。労働基準法に基づき、休憩時間確保のためのパート職員の配置や年次休暇取得を促し、労働環境の整備・改善に努めている。	
				47 施設長は、法令遵守の観点での経営に関する研修や勉強会に参加している。		
				48 施設長は、環境への配慮等も含む幅広い分野について遵守すべき法令等を把握し、取組を行っている。		
				49 施設長は、職員に対して遵守すべき法令等を周知し、また遵守するための具体的な取組を行っている。		
(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。	① 保育の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a	50 施設長は、保育の質の現状について定期的、継続的に評価・分析を行っている。	・園長は、保育の質の現状について第三者評価の内容評価項目を基に年2回の自己評価、年2回の「保育所自己評価」を実施し、継続的に分析を行い改善策を明確化している。保護者アンケートも年2回行い、職員会でその結果を周知し、改善策を話し合い、保護者にも結果を公表している。職員のモチベーションアップのため、労働安全のためのスローガンをアンケート形式で職員から募り、職員が参画できる場を設けている。また、職員の自主研修報告から園内研修を行い、未満児保育の質の向上を職員主体で行うことに繋げている。園内研修グループを作り、研修内容を職員自らが決め、計画的に取り組むことも出来ている。新規採用嘱託職員についても、ステップアップノートを独自に作り、主任と共に保育の楽しさや配慮する事項などをわかりやすく伝え指導し、スキルに合わせた研修の場を作っている。		
			51 施設長は、保育の質に関する課題を把握し、改善のための具体的な取組を明示して指導力を発揮している。			
			52 施設長は、保育の質の向上について組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。			
			53 施設長は、保育の質の向上について、職員の意見を反映するための具体的な取組を行っている。			
			54 施設長は、保育の質の向上について、職員の教育・研修の充実を図っている。			

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着眼点	コメント
II	1	(2)	② 経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	a	<p>■ 55 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、人事、労務、財務等を踏まえ分析を行っている。</p> <p>■ 56 施設長は、組織の理念や基本方針の実現に向けて、人員配置、職員の働きやすい環境整備等、具体的に取り組んでいる。</p> <p>■ 57 施設長は、経営の改善や業務の実効性の向上に向けて、組織内に同様の意識を形成するための取組を行っている。</p> <p>■ 58 施設長は、経営の改善や業務の実効性を高めるために組織内に具体的な体制を構築し、自らもその活動に積極的に参画している。</p>	<p>・園長は運営や業務の実効性を高めるために、人事、労務、財務等の視点から検証を行い、職員と共に改善に取り組んでいる。クラス担任、加配保育士、パート保育士などを配置し、日々の業務が効率良く行えているか、休憩時間の取得や残業時間の削減等が出来ているか等に配慮し、人事異動調書や面談を通して職員の意向も把握し絶えず働きやすい環境づくりを行っている。また、職場安全推進委員会によるストレスチェック実施結果の分析やメンタルヘルス研修会なども行い、職員の心身の安定も図っている。消耗品等の補充、足りない教材の手配等、主任と共に保育士からの要望を把握しつつ優先順位を決め、経費の効率的な運用にも努めている。園長→主任→主査→職員→パート職員という、方針が連鎖する流れが築かれ機能している。</p>
	2 福祉人材の確保・育成	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。	① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a	<p>■ 59 必要な福祉人材や人員体制に関する基本的な考え方や、福祉人材の確保と育成に関する方針が確立している。</p> <p>■ 60 保育の提供に関わる専門職の配置、活用等、必要な福祉人材や人員体制について具体的な計画がある。</p> <p>■ 61 計画にもとづいた人材の確保や育成が実施されている。</p> <p>■ 62 法人（保育所）として、効果的な福祉人材確保（採用活動等）を実施している。</p>	<p>・保育士、調理師、看護師等の配置基準があり、市の担当部署が主管し、市公立保育園全体として正規職員、嘱託職員の確保が計画的に行われている。保育士確保対策として、ポスター掲示、募集案内の配布、情報が見れるQRコードの掲載された園便り、養成校向け動画やパンフレット作り等をしている。離職者を減らすため、嘱託職員の賃金を段階的にアップするなど、雇用条件も改善している。当保育園でも朝夕パート保育士、代替保育士、休憩パート、代替調理員などを園採用で確保している。人材育成については、長野市研修計画に基づき、新規採用保育士にはステップアップノートを使用し、1年目、5年目の職員はスキルアップ研修の場が設けられている。看護師については市として数ヶ所のブロック別に配置されており、保健講座、救急法等の講師も務めている。</p>
			② 総合的な人事管理が行われている。	a	<p>■ 63 法人（保育所）の理念・基本方針にもとづき「期待する職員像等」を明確にしている。</p> <p>■ 64 人事基準（採用、配置、異動、昇進・昇格等に関する基準）が明確に定められ、職員等に周知されている。</p> <p>■ 65 一定の人事基準にもとづき、職員の専門性や職務遂行能力、職務に関する成果や貢献度等を評価している。</p> <p>■ 66 職員処遇の水準について、処遇改善の必要性等を評価・分析するための取組を行っている。</p> <p>■ 67 把握した職員の意向・意見や評価・分析等にもとづき、改善策を検討・実施している。</p> <p>■ 68 職員が、自ら将来の姿を描くことができるような総合的な仕組みづくりができています。</p>	<p>・新体制の職員会で市の「教育・保育の手引き」の読み合わせを行い、期待する職員像を明確にしている。また、保育マニュアル（未満児・幼児）にも「保育士の望ましい態度」が明記されている。正規職員の人事評価（能力評価と業績評価）が一部開示となった。職務に関する成果や貢献度等については能力評価や業績評価が用いられており、正規職員は、「人事評価マニュアル」に基づいた研修を受けた園長・主任による能力評価を、年1回行っている。嘱託職員は、今年度から「スキルチェック」を実施している。労働環境整備への取組として「労務巡回指導」が担当係長により年1回行われており、環境を評価・分析している。また、人事異動調書により園長と面談し、職員の意向等が聞き入れられるようになってきた。正規職員の異動調書には、昇進・昇格の希望を書くことが出来る。嘱託職員の賃金水準・キャリアパスの構築については市として行い、経験だけでなく、能力も加味していくことになっている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	2	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。	① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="853 199 909 279">■ 69 職員の就業状況や意向の把握等にもとづく労務管理に関する責任体制を明確にしている。</li> <li data-bbox="853 279 909 359">■ 70 職員の有給休暇の取得状況や時間外労働のデータを定期的に確認するなど、職員の就業状況を把握している。</li> <li data-bbox="853 359 909 438">■ 71 職員の心身の健康と安全の確保に努め、その内容を職員に周知している。</li> <li data-bbox="853 438 909 518">■ 72 定期的に職員との個別面談の機会を設ける、職員の悩み相談窓口を組織内に設置するなど、職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。</li> <li data-bbox="853 518 909 598">■ 73 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生を実施している。</li> <li data-bbox="853 598 909 678">■ 74 ワーク・ライフ・バランスに配慮した取組を行っている。</li> <li data-bbox="853 678 909 758">■ 75 改善策については、福祉人材や人員体制に関する具体的な計画に反映し実行している。</li> <li data-bbox="853 758 909 837">■ 76 福祉人材の確保、定着の観点から、組織の魅力を高める取組や働きやすい職場づくりに関する取組を行っている。</li> </ul>	<p>・労務管理の責任者は園長となっており、出勤簿の管理や時間外勤務等命令簿兼勤務実績確認簿は主任とともにダブルチェックしている。職員の健康と安全の確保については安全衛生推進委員を設置し、「労務の巡回日誌」、「安全衛生年間計画」、「労働衛生委員会次第及び記録」を作成し、その内容を市に提出している。人事異動調査の確認も兼ね、園長面談があり、また、健康上必要性が生じた場合には「医務保健室」につなげられることを職員に周知している。正規・嘱託共に市の福利厚生に準じており、人間ドックの受診が実施されている。仕事と生活の両立という面では、介護や育児などの状況に応じて本人の希望により休暇が取得できるように配慮されている。長野市は「イクボス・あったかボス宣言」をしている。福祉人材の確保、定着の観点から、時間外労働の削減、朝夕パート保育士や休憩パート保育士の確保、育児短時間勤務や産休取得時の代替保育士の配置等もされている。</p>
		(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。	① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="853 869 909 949">■ 77 組織として「期待する職員像」を明確にし、職員一人ひとりの目標管理のための仕組みが構築されている。</li> <li data-bbox="853 949 909 1029">■ 78 個別面接を行う等保育所の目標や方針を徹底し、コミュニケーションのもとで職員一人ひとりの目標が設定されている。</li> <li data-bbox="853 1029 909 1109">■ 79 職員一人ひとりの目標の設定は、目標項目、目標水準、目標期限が明確にされた適切なものとなっている。</li> <li data-bbox="853 1109 909 1189">■ 80 職員一人ひとりが設定した目標について、中間面接を行うなど、適切に進捗状況の確認が行われている。</li> <li data-bbox="853 1189 909 1268">■ 81 職員一人ひとりが設定した目標について、年度当初・年度末（期末）面接を行うなど、目標達成度の確認を行っている。</li> </ul>	<p>・当園の新体制職員会において「教育・保育の基本方針」、「教育・保育の手引き」の読み合わせを行い、園の目標や自分自身の保育について確認をしている。正規職員は「目標管理シート」を作成し、「目標項目」・「目標水準」、「目標期限」などを明記している。更に、年度当初と年度末の2回面談を行い、目標の確認をしたり、設定した目標についての進捗状況の確認も園長が行い、不足している部分の助言を行っている。嘱託職員にも園の目標を周知し、目標達成度の評価としてスキルチェックも行っている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	2	(3)	② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	a	■ 82 保育所が目指す保育を実施するために、基本方針や計画の中に、「期待する職員像」を明示している。	<p>・「長野市保育理念」、「長野市教育・保育の基本方針」、「全体的な計画」で期待する職員像を明示している。課長補佐会、園長会、主任会、障害児研修会、未満児研修会、給食部会等があり、その報告から園内研修を行い、学んだことを職員に周知している。年度末に、各部会で評価、見直しをし、次年度につなげている。長野市研修体系があり、1年目・5年目職員研修、嘱託1年目・5年目職員研修、加配保育士研修などが実施され、研修会のアンケートや報告書を基に園長会や課長補佐会で評価・見直しを掛けている。その年に必要な保育園独自の園内研修計画もあり、評価・見直しをしている。「長野市文書管理システム」があり、市の実施する研修や職員個々に必要とする外部研修については職員個々のパスワードを使い検索し、申込むことができる。</p>
			■ 83 現在実施している保育の内容や目標を踏まえて、基本方針や計画の中に、保育所が職員に必要とされる専門技術や専門資格を明示している。			
■ 84 策定された教育・研修計画にもとづき、教育・研修が実施されている。						
■ 85 定期的に計画の評価と見直しを行っている。						
■ 86 定期的に研修内容やカリキュラムの評価と見直しを行っている。						
③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	a	■ 87 個別の職員の知識、技術水準、専門資格の取得状況等を把握している。	<p>・職員の専門資格の取得状況については、自己申告カードや人事異動調書などで確認されている。公立保育園としての研修体系があり、一般研修、派遣研修、職場外研修に区分され、新人職員研修はもちろん、2年目・5年目・10年目研修、保育士・主任・園長研修、未満児・障害児研修、給食部会・看護師会研修等、経験や習熟度、職種に合わせた研修が公立保育園全体で実施されている。経験値などに合わせたOJTも行われている。新人職員には指導担当者がつき、ステップノートによる指導も行っている。外部研修に関しても、市担当部署からの情報提供に加え、各自情報を収集し主体的に参加している。全員が公平に参加できるように、参加者の選定を行ったり、スキルに合わせた自主研修の参加を勧めたりしている。</p>			
■ 88 新任職員をはじめ職員の経験や習熟度に配慮した個別的なOJTが適切に行われている。						
■ 89 階層別研修、職種別研修、テーマ別研修等の機会を確保し、職員の職務や必要とする知識・技術水準に応じた教育・研修を実施している。						
■ 90 外部研修に関する情報提供を適切に行うとともに、参加を勧奨している。						
■ 91 職員一人ひとりが、教育・研修の場に参加できるよう配慮している。						



評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	2	(4) 実習生等の福祉サービスに関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。	① 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 92 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成に関する基本姿勢を明文化している。</li> <li>■ 93 実習生等の保育に関わる専門職の研修・育成についてのマニュアルが整備されている。</li> <li>■ 94 専門職種の特性に配慮したプログラムを用意している。</li> <li>■ 95 指導者に対する研修を実施している。</li> <li>■ 96 実習生については、学校側と、実習内容について連携してプログラムを整備するとともに、実習期間中においても継続的な連携を維持していくための工夫を行っている。</li> </ul>	<p>・「実習生受け入れプログラム」があり、実習生受け入れマニュアルに沿って、保育士を目指す若者の育成に積極的に取り組んでいる。実習生は実習の前に園を訪問し、「事前打ち合わせ書」を基に打ち合わせを行い、実習のねらいや体験内容の希望等を聞く機会がある。また、実習の最後には振り返りを行い、実習生の疑問点等が解決できるように配慮している。実習指導者についての研修は、主任会で実施している。実習中に養成校の担当の先生が訪問し、実習の様子を見ることで、実習生の実習態度等を共有し、継続的な連携を図っている。</p>
	3 運営の 透明性の 確保	(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。	① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 97 ホームページ等の活用により、法人、保育所の理念や基本方針、保育の内容、事業計画、事業報告、予算、決算情報が適切に公開されている。</li> <li>■ 98 保育所における地域の福祉向上のための取組の実施状況、第三者評価の受審、苦情・相談の体制や内容について公表している。</li> <li>■ 99 第三者評価の受審結果、苦情・相談の体制や内容にもとづく改善・対応の状況について公表している。</li> <li>■ 100 法人（保育所）の理念、基本方針やビジョン等について、社会・地域に対して明示・説明し、法人（保育所）の存在意義や役割を明確にするように努めている。</li> <li>■ 101 地域へ向けて、理念や基本方針、事業所で行っている活動等を説明した印刷物や広報誌等を配布している。</li> </ul>	<p>・市のホームページでは「園紹介」として「保育目標」や「園開放」・「公開の園行事」等を公表している。「広報ながの」には予算や決算等の概要が公立保育園全体として載っている。「保育園・認定こども園のしおり」や「長野市子ども・子育て支援事業計画」に理念、基本方針、事業計画が掲載されている。「苦情解決の仕組み」、「全体的な計画」、「運営規程」は、玄関の見やすいところに掲示されている。保護者アンケートの結果や苦情・相談内容は、適宜公表している。第三者評価についても、県のホームページ等を通じて公表される予定になっている。園開放のチラシを松代保健センターで行う「ゆめっこ広場」や園開放で、配布している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	3	(1)	② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	b	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 102 保育所における事務、経理、取引等に関するルールが明確にされ、職員等に周知している。</li> <li>■ 103 保育所における事務、経理、取引等に関する職務分掌と権限・責任が明確にされ、職員等に周知している。</li> <li>■ 104 保育所における事務、経理、取引等について、必要に応じて外部の専門家に相談し、助言を得ている。</li> <li>■ 105 保育所における事務、経理、取引等について内部監査を実施するなど、定期的に確認されている。</li> <li>□ 106 外部監査の活用等により、事業、財務に関する外部の専門家によるチェックを行っている。</li> <li>□ 107 外部監査の結果や公認会計士等による指導や指摘事項にもとづいて、経営改善を実施している。</li> </ul>	<p>・「保育所事務手引き」に明記されており、職員にはその存在を伝え、事務、経理、取引について、担当課の助言、指示を受けている。また、「職務分掌表」により、職員に説明し、それぞれが自分の役割を意識し業務に当たれるようにしている。また、公立保育園として毎年監査があり、2年に1回県の訪問監査を受けている。なお、市の内部監査も定期的に受け、透明性の高い適正な運営が行われている。市として包括的な外部監査が実施されており、契約を締結した外部監査人が、自ら特定の監査テーマを定めて財務監査を実施するシステムで市保育園全体として該当する年度もある。</p>
4	地域との交流、地域貢献	(1) 地域との関係が適切に確保されている。	① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 108 地域との関わり方について基本的な考え方を文書化している。</li> <li>■ 109 活用できる社会資源や地域の情報を収集し、掲示板の利用等で保護者に提供している。</li> <li>■ 110 子どもの個別状況に配慮しつつ地域の行事や活動に参加する際、職員やボランティアが支援を行う体制が整っている。</li> <li>■ 111 保育所や子どもへの理解を得るために、地域の人々と子どもとの交流の機会を定期的に設けるなどの取組を行っている。</li> <li>■ 112 個々の子ども・保護者のニーズに応じて、地域における社会資源を利用するよう推奨している。</li> </ul>	<p>「長野市教育・保育の基本方針」や当保育園の「全体的な計画」に明示されている。地域のイベント（松代美術展、松代でひなまつり、エコール・ド・松代の灯籠飾り、J Aの絵展示など）に積極的に参加し、今年は、保護者の呼びかけで、旧松代駅の工事用フェンスに絵を描き、地域の活性化にもつなげている。また、公民館の方に声を掛けていただき、園だけでは経験できない餅つきができ、子どもたちが一生懸命作った鏡餅をお正月に家庭で飾り、保護者にも満足していただいた。年10回程の世代間交流事業で地域の高齢者など関わったり、おひさま広場での園開放、育児講座なども行われている。中学生の職場体験、実習生の受け入れなども実施されており、長野市を本拠地とするプロの野球選手による野球教室、カブラ教室、音楽ボランティアによる音楽を聴く会なども行われている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	4	(1)	② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 113 ボランティア受入れに関する基本姿勢を明文化している。</li> <li>■ 114 地域の学校教育等への協力について基本姿勢を明文化している。</li> <li>■ 115 ボランティア受入れについて、登録手続、ボランティアの配置、事前説明等に関する項目が記載されたマニュアルを整備している。</li> <li>■ 116 ボランティアに対して子どもとの交流を図る視点等で必要な研修、支援を行っている。</li> <li>■ 117 学校教育への協力を行っている。</li> </ul>	<p>・「長野市公立保育園ボランティア実施要領（マニュアル）」や「ボランティア募集」の案内に基本姿勢が明文化されている。「長野市子ども・子育て支援事業計画」に「乳幼児期と触れ合う機会の提供」として、中学・高校生のボランティアの受け入れを推進している。「ボランティア・保育体験・職場体験学習等に参加される方へ」や「事前打ち合わせ書」にて、にオリエンテーションを行い理解を得るようにしている。要望があれば、中学生の「職場体験」への協力も行い、保育士不足解消のため、次世代の若者に保育の楽しさや大切さを伝えるよう、対話を基本に指導している。地域のボランティアによる読み聞かせ、ギターとオーボエの演奏、その他の楽器演奏なども行われている。</p>
		(2) 関係機関との連携が確保されている。	① 保育所として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。		a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 118 当該地域の関係機関・団体について、個々の子ども・保護者の状況に対応できる社会資源を明示したリストや資料を作成している。</li> <li>■ 119 職員会議で説明するなど、職員間で情報の共有化が図られている。</li> <li>■ 120 関係機関・団体と定期的な連絡会等を行っている。</li> <li>■ 121 地域の関係機関・団体の共通の問題に対して、解決に向けて協働して具体的な取組を行っている。</li> <li>■ 122 地域に適切な関係機関・団体がいない場合には、子ども・保護者のアフターケア等を含め、地域でのネットワーク化に取り組んでいる。</li> <li>■ 123 家庭での虐待等権利侵害が疑われる子どもへの対応について、要保護児童対策地域協議会への参画、児童相談所など関係機関との連携が図られている。</li> </ul>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
II	4	(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。	① 保育所が有する機能を地域に還元している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 124 保育所のスペースを活用して地域の保護者や子ども等との交流を意図した取組を行っている。</li> <li>■ 125 保育所の専門性や特性を活かし、地域の保護者や子ども等の生活に役立つ講演会や研修会等を開催して、地域へ参加を呼びかけている。</li> <li>■ 126 保育所の専門性や特性を活かした相談支援事業、子育て支援サークルへの支援等、地域ニーズに応じ地域の保護者や子ども等が自由に参加できる多様な支援活動を行っている。</li> <li>■ 127 災害時の地域における役割等について確認がなされている。</li> <li>■ 128 多様な機関等と連携して、社会福祉分野に限らず地域の活性化やまちづくりに貢献している。</li> </ul>	<p>・園で行う未就園児の交流の場としての「おひさま広場」(毎週木曜)を行い、子育て相談に応じており、看護師による健康講座、絵本講演会、秋の実を利用したクリスマスリース作りなどを行っている。地域の一時預かりの需要も把握している。主任が松代保健センターに出向き、「ゆめっこ広場」で多様な相談に乗ったり、子育て情報を提供している。4ヶ月児健診では、情報等の提供も行っている。地域の防災マップを活用し、緊急避難場所は松代小学校に指定している。代官町公民館の独居老人の集まりで、年長児が歌や踊りを披露したり、民生委員と協力して鏡餅づくりをしたり、GB会(卒園児の祖父母有志)と連携しきつまいもづくりをしたりするなど、地域の活性化に寄与している。</p>
			② 地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 129 保育所の機能を地域に還元することなどを通じて、地域の福祉ニーズの把握に努めている。</li> <li>■ 130 民生委員・児童委員等と定期的な会議を開催するなどによって、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</li> <li>■ 131 地域住民に対する相談事業を実施するなどを通じて、多様な相談に応じる機能を有している。</li> <li>■ 132 関係機関・団体との連携にもとづき、具体的な福祉ニーズの把握に努めている。</li> <li>■ 133 把握した福祉ニーズにもとづいて、法で定められた社会福祉事業にとどまらない地域貢献に関わる事業・活動を実施している。</li> <li>■ 134 把握した福祉ニーズにもとづいた具体的な事業・活動を、計画等で明示している。</li> </ul>	<p>・「おひさま広場」や「一時預かり保育」をし、また、運動会などの行事への参加を呼びかけ、地域の子育てニーズに応えている。民生委員にはボランティアとして、朝晩、駐車場に立っていただき、園長とも円滑な連携をとり、地域の福祉ニーズの把握をしている。また、民生委員・GB会・区長等を園の行事に招待し、園のことについて知ってもらうとともに、地域のことについての情報交換を行っている。世代間交流事業として、GB会と連携をとり、苗植え、運動会、焼き芋会、バトカー見学などを実施している。介護施設との年5回の交流を通し、地域の団体との連携を継続させおり、独居老人の集まりにも年長児が参加したりしている。不審者が目撃された時には、地域の民生委員や区長が巡回をしており、情報交換をしつつ警察に繋げるなどして、地域と連携した安心な運営に努めている。地域の発達支援会議、地域の研修にも積極的に参加し、ニーズの把握をしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ 適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の福祉サービス	(1) 利用者を尊重する姿勢が明示されている。	① 子どもを尊重した保育について共通の理解をもつための取組を行っている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="853 197 1520 300">■ 135 理念や基本方針に、子どもを尊重した保育の実施について明示し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</li> <li data-bbox="853 300 1520 402">■ 136 子どもを尊重した保育の提供に関する「倫理綱領」や規程等を策定し、職員が理解し実践するための取組を行っている。</li> <li data-bbox="853 402 1520 504">■ 137 子どもを尊重した保育に関する基本姿勢が、保育の標準的な実施方法等に反映されている。</li> <li data-bbox="853 504 1520 606">■ 138 子どもを尊重や基本的人権への配慮について、組織で勉強会・研修を実施している。</li> <li data-bbox="853 606 1520 708">■ 139 子どもを尊重や基本的人権への配慮について、定期的に状況の把握・評価等を行い、必要な対応を図っている。</li> <li data-bbox="853 708 1520 810">■ 140 子どもが互いを尊重する心を育てるための具体的な取組を行っている。</li> <li data-bbox="853 810 1520 912">■ 141 性差への先入観による固定的な対応をしないように配慮している。</li> <li data-bbox="853 912 1520 989">■ 142 子どもの人権、文化の違い、互いに尊重する心について、その方針等を保護者に示すとともに、保護者も理解を図る取組を行っている。</li> </ul>	<p>・「長野市がめざす子どもの姿」の実現に向けた3つの視点（生活上の自立、学びの自立、精神な自立）には、子どもを尊重し、生きる力の基礎を養うための姿勢が明示されている。「かがやく笑顔で 元気に遊ぶ しなのキッズ」をキャッチフレーズとして、自律力、実践力、未来力、絆力等を身に付けるため、6項目からなる「教育・保育の基本方針」にも掲げ実践している。子どもを尊重した保育について共通の理解をもつために、「保育マニュアル」、「教育・保育の手引き」、「全国保育士倫理綱領」や「人権マニュアル」等を用いて読み合わせをしたり、園内研修グループによる研修や人権問題研修報告を行ったりして、全職員に向けて周知を図っている。また、保護者には、入園前説明会や保護者総会等で、「保育・認定こども園のしおり」を使って保育園の方針を説明している。当保育園では3・4歳児を2クラスに分け、3歳児、3.4歳児、4.5歳児の異年齢保育を取り入れ、活動を共にしており、喧嘩の仲裁や仲間外れ、名前の呼び捨て等について、子どもの気持ちを受け止め、お互いが尊重できるような言葉がけをしている。色・服装・選び方・役割等についても、性差での固定的対応をせず、好きな色を選んだり、男女混合でかけっこをするなどの対応をしている。「運営規程」や「重要事項説明書」、「保育園・認定こども園のしおり」、「入園説明会資料」や「4月の園だより」等にも子どもの人権や文化の違い、互いに尊重する心等について記載し、保護者の理解を得るようにしている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(1)	② 子どものプライバシー保護等の権利擁護に配慮した保育が行われている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 143 子どものプライバシー保護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</li> <li>■ 144 子どもの虐待防止等の権利擁護について、規程・マニュアル等が整備され、職員の理解が図られている。</li> <li>■ 145 子どものプライバシー保護と虐待防止に関する知識、社会福祉事業に携わる者としての姿勢・責務、利用者のプライバシー保護や権利擁護に関する規程・マニュアル等について、職員に研修を実施している。</li> <li>■ 146 一人ひとりの子どもにとって、生活の場にふさわしい快適な環境を提供し、子どものプライバシーを守るよう設備等の工夫を行っている。</li> <li>■ 147 子ども・保護者にプライバシー保護と権利擁護に関する取組を周知している。</li> <li>■ 148 規程・マニュアル等にもとづいた保育が実施されている。</li> <li>■ 149 不適切な事案が発生した場合の対応方法等が明示されている。</li> </ul>	<p>・職員は「教育・保育の手引き」、「人権・虐待に関するマニュアル等」で研修を行い、保護者には「保育園・認定こども園のしおり」等を使って説明し、それぞれの理解が深まるよう取り組んでいる。トイレは保育士の目が行き届き安全面にも配慮がされ、子どものプライバシーも守られる扉の高さ・大きさであった。プライバシーにかかわる保育の実践場面（プール・泥んこ遊び・排泄・着替え・体重測定等）では、年齢や個々の発達に応じて、男女別や別室、衝立等の環境面も整えプライバシーが守られるよう配慮をせず、している。近隣住民等からの視線を遮るためにプールやシャワーを浴びるところには、寒冷紗を張り、よしずを立て保護している。児童虐待に関しては虐待に関する窓口のお知らせをしたり、玄関にポスターを掲示している。不適切な事案が発生した場合には、「長野市個人情報等の適正な管理等に関する指針」に基づいて対応することになっている。</p>
		(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。	① 利用希望者に対して保育所選択に必要な情報を積極的に提供している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 150 理念や基本方針、保育の内容や保育所の特性等を紹介した資料を、公共施設等の多くの人が入手できる場所に置いている。</li> <li>■ 151 保育所を紹介する資料は、言葉遣いや写真・図・絵の使用等で誰にでもわかるような内容にしている。</li> <li>■ 152 保育所の利用希望者については、個別に丁寧な説明を実施している。</li> <li>■ 153 見学等の希望に対応している。</li> <li>■ 154 利用希望者に対する情報提供について、適宜見直しを実施している。</li> </ul>	<p>・「利用のご案内」や「保育園・認定こども園のしおり」等のパンフレットは各園や支所、市役所等の多くの人の目に触れる場所に置かれている。また「保育園・認定こども園のしおり」は毎年公立園長会で見直しを行い、ホームページの園紹介は園で見直している。入園説明会や途中入所時には、持ち物の実物を提示したり、プロジェクターを通してわかりやすい説明に取り組んでいる。また、保護者の理解度の差異にも留意しながら、具体的な説明をしている。未就園児との交流や園開放もしており、希望時には見学を随時受け入れ、園長、主任が中心となって一人ひとりに分かりやすく説明している。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント			
Ⅲ	1	(2)	② 保育の開始・変更にあたり保護者等にわかりやすく説明している。	a	■ 155 保育の開始及び保育内容の変更時の説明と同意にあたっては、保護者等の意向に配慮している。	・入園説明会や継続説明会で、保育内容を説明している。また、保護者総会ではアンケートを実施し、保護者の意向を把握している。説明に用いる資料はイラストや地図を使った分かりやすい内容の「入園のしおり」で、現物のコップやタオル、プロジェクト等を使って、より具体的に説明している。保護者には入園や変更前に必ず説明を行い同意を得ている。入園前の面談では、保護者への説明と理解をさせていただくため決められた手順に沿って確実に進めている。アレルギーや疾病、障がい等で配慮が必要な子どもや保護者については、指導員や保健師等の専門職の助言を受けながら進めている。障害など特に配慮が必要な場合には「障害を理由とする差別を解消するための職員対応要領」に基づいて対応するようにしている。			
			③ 保育所等の変更にあたり保育の継続性に配慮した対応を行っている。		a		■ 160 保育所等の変更にあたり、保育の継続性に配慮した手順と引継ぎ文書を定めている。	・転園等の手続きは「公立園長の心得」に保育要録の写しを送ることなど、決められた手順や必要な書類が定められ、子どもに不利益が生じず、保育に支障がないように対応している。保育所の利用が終了した後も保護者が気兼ねなく相談等ができるように、3月の園よりでは「卒園後も保育園は相談ができる」ことを伝えている。	
							■ 161 保育所の利用が終了した後も、保育所として子どもや保護者等が相談できるように担当者や窓口を設置している。		
							■ 162 保育所の利用が終了した時に、子どもや保護者等に対し、その後の相談方法や担当者について説明を行い、その内容を記載した文書を渡している。		
			(3) 利用者満足の向上に努めている。		① 利用者満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。		a	■ 163 日々の保育のなかで、子どもの満足を把握するように努めている。	・子どもの満足を向上させるため、行事を行う際には「どんな事をやりたのか。何をやりたいのか」を聴き、子ども達の思いや希望に沿った支援をしている。日々、保育を実践する中で、子ども達の表情や仕草、言葉から「もう1回、もう1回」、「楽しかった。またやりたい」等の声を拾い活動に反映している。また、週日案等で保育の実践を振り返り子ども達の姿を把握し次に繋げている。保護者の満足度は、日々関わる中での会話や年2回実施される保護者アンケート、保育士体験者向けの保護者アンケートなどで保護者がどのように受け止めているかを把握している。アンケートの集計結果や出された意見は、職員会で分析・検討し、園長が取りまとめ、改善策と合わせて保護者へ提示するようにしている。個別懇談、クラス・学年懇談会、保護者総会、保護者会役員会等でも満足度を把握している。保護者会総会や役員会には園長・主任が出席し、保護者の希望や意見を聞き保育に反映している。
		■ 164 保護者に対し、利用者満足に関する調査が定期的に行われている。							
		■ 165 保護者への個別の相談面接や聴取、保護者懇談会が、利用者満足を把握する目的で定期的に行われている。							
		■ 166 職員等が、利用者満足を把握する目的で、保護者会等に出席している。							
		■ 167 利用者満足に関する調査の担当者等の設置や、把握した結果を分析・検討するために、検討会議の設置等が行われている。							
		■ 168 分析・検討の結果にもとづいて具体的な改善を行っている。							

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(4) 利用者が意見を述べやすい体制が確保されている。	① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 169 苦情解決の体制（苦情解決責任者の設置、苦情受付担当者の設置、第三者委員の設置）が整備されている。</li> <li>■ 170 苦情解決の仕組みをわかりやすく説明した掲示物が掲示され、資料を保護者等に配布し説明している。</li> <li>■ 171 苦情記入カードの配布やアンケート（匿名）を実施するなど、保護者等が苦情を申し出しやすい工夫を行っている。</li> <li>■ 172 苦情内容については、受付と解決を図った記録を適切に保管している。</li> <li>■ 173 苦情内容に関する検討内容や対応策については、保護者等に必ずフィードバックしている。</li> <li>■ 174 苦情内容及び解決結果等は、苦情を申し出た保護者等に配慮したうえで、公表している。</li> <li>■ 175 苦情相談内容にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</li> </ul>	<p>・苦情解決責任者は園長、担当者は主任、第三者委員は主任児童委員と定め、苦情解決の体制を整備している。入園前の説明会や保護者総会での説明、「苦情解決のしくみ」についてのポスター掲示、2ヶ所の出入り口廊下への2つの意見箱の設置、「4月の園だより」への掲載、匿名アンケートの年2回の実施等、意見・要望を述べやすい体制を確保している。表出された苦情については「苦情マニュアル」に基づいて、保護者の不利益にならないように配慮をして公表したり口頭で回答する等、誠意を持って対応している。職員は苦情や意見を宝として受け止め職員会でも検討し、園の運営や保育の質の向上に反映している。実施されたアンケートは、集計結果をお便りで全保護者へ配布している。また苦情内容は「相談・意見・苦情受付記録」として5年間保存している。</p>
			② 保護者が相談や意見を述べやすい環境を整備し、保護者等に周知している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 176 保護者が相談したり意見を述べたりする際に、複数の方法や相手を自由を選べることをわかりやすく説明した文書を作成している。</li> <li>■ 177 保護者等に、その文章の配布やわかりやすい場所に掲示する等の取組を行っている。</li> <li>■ 178 相談をしやすい、意見を述べやすいスペースの確保等の環境に配慮している。</li> </ul>	<p>・保護者会総会で、意見箱の設置、相談窓口、相談者を説明し、少しでも相談や意見が言い易いように環境を整えている。特に登降園時には、園長、主任が積極的に保護者とかかわり信頼関係を築けるようにしている。また、事務室入室しやすいような雰囲気作りにも心掛けている。4月の園だよりや保護者総会等で意見箱が設置されていることも伝えている。</p>



評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(4)	③ 保護者からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 179 相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策の検討等について定めたマニュアル等を整備している。</li> <li>■ 180 対応マニュアル等の定期的な見直しを行っている。</li> <li>■ 181 職員は、日々の保育の提供において、保護者が相談しやすく意見を述べやすいように配慮し、適切な相談対応と意見の傾聴に努めている。</li> <li>■ 182 意見箱の設置、アンケートの実施等、保護者の意見を積極的に把握する取組を行っている。</li> <li>■ 183 職員は、把握した相談や意見について、検討に時間がかかる場合に状況を速やかに説明することを含め迅速な対応を行っている。</li> <li>■ 184 意見等にもとづき、保育の質の向上に関わる取組が行われている。</li> </ul>	<p>・申し出された意見や相談は「意見（要望）への対応マニュアル」に基づき組織的に迅速に対応している。市の第三者評価内部委員会ではマニュアルの見直しと検討を行い、更に、園長会、補佐会で検討を重ね整備をしている。年2回の保護者アンケートの実施や保育参加、保護者懇談会等でも意見の集約に努め、日頃から「何時でも何でも御相談下さい」と記し声をかけている。表出された意見は、園内研修や職員会議で話し合い、保育の質の向上に活かしている。また、相談や意見の内容により、園内の関係者で検討し速やかに対応し、内容によっては保護者に改善策や回答を周知している。</p>
		(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。	① 安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 185 リスクマネジメントに関する責任者の明確化（リスクマネージャーの選任・配置）、リスクマネジメントに関する委員会を設置するなどの体制を整備している。</li> <li>■ 186 事故発生時の対応と安全確保について責任、手順（マニュアル）等を明確にし、職員に周知している。</li> <li>■ 187 子どもの安心と安全を脅かす事例の収集が積極的に行われている。</li> <li>■ 188 収集した事例をもとに、職員の参画のもとで発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が行われている。</li> <li>■ 189 職員に対して、安全確保・事故防止に関する研修を行っている。</li> <li>■ 190 事故防止策等の安全確保策の実施状況や実効性について、定期的に評価・見直しを行っている。</li> </ul>	<p>・リスクマネジメントについては園長が責任者となり、保育士1名、給食調理師1名を選任し、クラス毎の責任者も決め体制を整備している。毎週、月初めの職員会でリスクマネジメント委員会を開催し、園内で起きたヒヤリハット事例や公立保育園の主任会で作成された「事故・怪我対応マニュアル」・「年齢別ヒヤリハットのまとめ」などを基に事故防止や危険への気付きを高め再発防止に努め、「危機管理マニュアル」を用いて研修も行っている。遊具の安全点検は日常点検表を基に毎朝実施し、その他の安全点検は月に1度行い、常に保育室等の環境整備を心掛け園全体の安全を確保している。避難訓練は年間計画を立て毎月実施している。火災、地震以外に、不審者、行方不明者、水害、園長不在時、園長・主任不在時など、様々な状態を想定した非常災害訓練が行われている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	1	(5)	② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a	■ 191 感染症対策について、責任と役割を明確にした管理体制が整備されている。	・感染症対策の責任者は園長が担い、感染症の発生時は「感染症報告一覧」に従って保育・幼稚園課の保健師へ連絡することになっており、必要に応じて保健師から保健所へ連絡する体制を整備している。子どもの安全確保に備え、管理体制の整備、蔓延防止に向けて保護者への理解を深めるためお知らせ（園だより、保健だより）をしている。職員は「公立保育園保健マニュアル」の中の「保育園感染症対応マニュアル」を用いて正しい理解に努め、年に1度は看護師の指導を受け嘔吐時の処理方法を学んでいる。感染症発生時には、速やかに現状報告（クラスや事務室前のボードに張り出したり、お便りを保護者に配布）を行い、園内ではマスクの着用、手拭タオルからペーパータオルへの変更、コップ歯ブラシの個別保管、集会の自粛、他のクラスとの交流の自粛、時間外保育でクラスの合流を避ける等を実践し、蔓延防止に努めている。日頃からトイレの後や外出・外遊びの後などにはハンドソープを使ってお手洗い、うがいを励行し予防に努めている。「公立保育園保健マニュアル」は看護師会で定期的（2年に1回）に見直しを行っている。
			■ 192 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を作成し、職員に周知徹底している。			
■ 193 担当者等を中心にして、定期的に感染症の予防や安全確保に関する勉強会等を開催している。						
■ 194 感染症の予防策が適切に講じられている。						
■ 195 感染症の発生した場合には対応が適切に行われている。						
■ 196 感染症の予防と発生時等の対応マニュアル等を定期的に見直している。						
■ 197 保護者への情報提供が適切になされている。						
			③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a	■ 198 災害時の対応体制が決められている。	・危機管理マニュアル、園の消防計画があり体制が決められている。災害時に子どもの安全を確保するため、市支所や学校、駐在所、地域、消防署、保護者、職員等の関係者？を挙げて必要な対策を講じている。園の立地や災害の影響がわかるハザードマップの掲示、水防法による避難計画と訓練、緊急時持ち出し袋の準備等、安全確保のための取り組みを組織的に行っている。災害発生時の危機管理マニュアルや土砂災害に関する避難計画を基に毎月、想定を変えた訓練を実施しており、「通報、避難誘導、消火訓練」ではハンカチや手で口をふさぎ、「地震想定訓練」では「だんご虫のポーズ」をとり、引渡し訓練、職員非常召集訓練等も園全体で行っている。園としての水防計画では自治体と連携し、松代高校の2階に避難をする計画になっている。備蓄リストがあり、園独自に必要な備品を追加し管理している。
■ 199 立地条件等から災害の影響を把握し、建物・設備類、保育を継続するために必要な対策を講じている。						
■ 200 子ども、保護者及び職員の安否確認の方法が決められ、すべての職員に周知されている。						
■ 201 食料や備品類等の備蓄リストを作成し、管理者を決めて備蓄を整備している。						
■ 202 防災計画等整備し、地元の行政をはじめ、消防署、警察、自治会、福祉関係団体等と連携するなど、体制をもって訓練を実施している。						

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2 福祉サービスの質の確保	(1) 提供する福祉サービスの標準的な実施方法が確立している。	① 保育について標準的な実施方法が文書化され保育が提供されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 203 標準的な実施方法が適切に文書化されている。</li> <li>■ 204 標準的な実施方法には、子どもの尊重、プライバシーの保護や権利擁護に関わる姿勢が明示されている。</li> <li>■ 205 標準的な実施方法について、研修や個別の指導等によって職員に周知徹底するための方策を講じている。</li> <li>■ 206 標準的な実施方法にもとづいて実施されているかどうかを確認する仕組みがある。</li> <li>■ 207 標準的な実施方法により、保育実践が画一的なものとなっていない。</li> </ul>	<p>・標準的な保育を全体で行うために、「未満児保育マニュアル」、「幼児保育マニュアル」、「未満児保育の一日」、「幼児保育の一日」を活用し職員の共通認識が持てるようにしている。各マニュアルには保育についての手順や子どものプライバシー、権利擁護の記述があり、ロールプレイ研修や読み合わせ研修を行い理解を深めている。また、担任は子どもの週日案・月案を作成し、主任が各クラスの保育に関わり確認、園長へ報告している。3歳・4歳と5歳・4歳と5歳の異年齢のクラスがあり、子どもの特性やペースに合わせた柔軟な保育や活動をしており、地域の環境や特性を活かした取り組み、園ならではの保育を実践している。</p>
			② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 208 保育の標準的な実施方法の検証・見直しに関する時期やその方法が組織で定められている。</li> <li>■ 209 保育の標準的な実施方法の検証・見直しが定期的に実施されている。</li> <li>■ 210 検証・見直しにあたり、指導計画の内容が必要に応じて反映されている。</li> <li>■ 211 検証・見直しにあたり、職員や保護者等からの意見や提案が反映されるような仕組みになっている。</li> </ul>	<p>・指導計画との兼ね合いもあることから、保護者アンケートの集計結果や職員会議での意見等を踏まえ、当園として第三者評価内部委員会や園長会へ提案している。「第三者評価関連マニュアル」の見直しは第三者評価内部委員会で行い、また、「保育園・認定こども園のしおり」は園長会で毎年見直しをしている。更に、「公立保育園保健マニュアル」は保健師・看護師会で2年に1回見直ししている。</p>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2	(2) 適切なアセスメントにより福祉サービス実施計画が策定されている。	① アセスメントにもとづく指導計画を適切に策定している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 212 指導計画策定の責任者を設置している。</li> <li>■ 213 アセスメント手法が確立され、適切なアセスメントが実施されている。</li> <li>■ 214 さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加して、アセスメント等に関する協議を実施している。</li> <li>■ 215 保育課程にもとづき、指導計画が策定されている。</li> <li>■ 216 子どもと保護者等の具体的なニーズ等が、個別の指導計画等に明示されている。</li> <li>■ 217 計画の策定にあたり、さまざまな職種の関係職員、必要に応じて保育所以外の関係者が参加しての合議、保護者の意向把握と同意を含んだ手順を定めて実施している。</li> <li>■ 218 指導計画にもとづく保育実践について、振り返りや評価を行う仕組みが構築され、機能している。</li> <li>■ 219 支援困難ケースへの対応について検討し、積極的かつ適切な保育の提供が行われている。</li> </ul>	<p>・園長は指導計画策定の責任者であり、「全体的な計画(保育過程)」に基づいた指導計画の立案から、実践状況の確認、振り返りの一連を保育士と共に行っている。市では「家庭の調べ」などの統一様式を用いてアセスメントを実施し、必要に応じて、他職種(調理員、看護師、園医、園歯科医、保育・幼稚園課の栄養師・保健師、こども相談室・保健所・保健センター・発達相談員・福祉政策課(保健室)等)と連携してアセスメントに関する協議や計画の策定を行っている。指導計画では保育の実践を「子どもの育ち」と「自らの保育」で評価し、週日案や月案に反映している。また、特別な配慮を要する障がい児やアレルギー除去食提供児については、職員会議、関連職種や保護者と話し合っており、必要に応じて「にこにこ園訪問保護者相談」を勧めている。</p>
			② 定期的に指導計画の評価・見直しを行っている。		a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 220 指導計画の見直しについて、見直しを行う時期、検討会議の参加職員、保護者の意向把握と同意を得るための手順等、組織的な仕組みを定めて実施している。</li> <li>■ 221 見直しによって変更した指導計画の内容を、関係職員に周知する手順を定めて実施している。</li> <li>■ 222 指導計画を緊急に変更する場合の仕組みを整備している。</li> <li>■ 223 指導計画の評価・見直しにあたっては、標準的な実施方法に反映すべき事項、子ども・保護者のニーズ等に対する保育・支援が十分ではない状況等、保育の質の向上に関わる課題等が明確にされている。</li> <li>■ 224 評価した結果を次の指導計画の作成に生かしている。</li> </ul>

評価対象	評価分類	評価項目	評価細目	評価	着 眼 点	コメント
Ⅲ	2	(3) 福祉サービス実施の記録が適切に行われている。	① 子どもに関する保育の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 225 子どもが発達状況や生活状況等を、保育所が定めた統一した様式によって把握し記録している。</li> <li>■ 226 個別の指導計画等にもとづく保育が実施されていることを記録により確認することができる。</li> <li>■ 227 記録する職員で記録内容や書き方に差異が生じないように、記録要領の作成や職員への指導等の工夫をしている。</li> <li>■ 228 保育所における情報の流れが明確にされ、情報の分別や必要な情報が的確に届くような仕組みが整備されている。</li> <li>■ 229 情報共有を目的とした会議の定期的な開催等の取組がなされている。</li> </ul>	<p>・「家庭の調べ」、「身体発育及び健康診断の記録」、「発達の状況」「月案」、「週日案」、「個別指導計画」等は市の統一様式があり、子供の発達状況や生活状況等が把握でき職員間で共有している。「個別指導計画」に沿って実践された保育が子どもにどんな影響があったのかを「月案・週案・個別計画」に沿って具体的に記録し、毎月に園長や主任が確認をしている。記録内容や書き方に差異が生じないように、園長、主任を中心に個別指導や全体研修も取り入れながら、記録が適切に行われるようにしている。職員は必要とする情報を毎週開かれる職員会で把握している。また、未満足担当職員の話し合い、幼児職員の話し合い、ケース会議やリスクマネジメント委員会等の議事録などからも情報を得ることができるようになっている。</p>
			② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 230 個人情報保護規程等により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する規定を定めている。</li> <li>■ 231 個人情報の不適正な利用や漏えいに対する対策と対応方法が規定されている。</li> <li>■ 232 記録管理の責任者が設置されている。</li> <li>■ 233 記録の管理について個人情報保護の観点から、職員に対し教育や研修が行われている。</li> <li>■ 234 職員は、個人情報保護規程等を理解し、遵守している。</li> <li>■ 235 個人情報の取扱いについて、保護者等に説明している。</li> </ul>	<p>・記録の保管については「個人情報保護マニュアル」、記録の保存・廃棄については「ファイル基準表」・「教育・保育の手引き」、情報提供に関しては「情報開示マニュアル」が定められ、園長が記録管理の責任者となっている。また、「個人情報保護マニュアル」の園内研修や新規採用職員研修で理解を深め、OJTでも随時指導しており、個人情報保護規定を理解するための研修用として「個人情報保護マニュアル」を活用している。更に、「教育・保育の手引き」の読み合わせの研修も行っている。情報機器を取り扱う職員については、市の研修が毎年あり、共通認識と適切な取り扱い、守秘義務について伝達研修等で周知している。個人情報は施錠のできるキャビネット等で保管し、情報漏えい対策が十分されている。保護者には入園説明会や保護者総会で情報の取り扱いについての説明と「個人情報のご確認」で同意を得ており、写真や名前の掲示についても保護者に説明し許可をいただき慎重に取り扱っている。</p>